

国営平城宮跡歴史公園
第一次大極殿院建造物復原整備計画
(案)

平成23年7月

国土交通省近畿地方整備局

国営飛鳥歴史公園事務所

目 次

I	はじめに	1
1	復原整備計画の位置づけ	1
2	復原整備計画作成に当たっての考え方	2
3	復原整備計画の対象施設	2
II	復原整備計画の内容	3
1.	基本方針	3
(1)	復原原案に基づく整備	3
(2)	内庭広場のセン積壇の取り扱い	3
2.	材料・工法	5
3.	利活用、管理・運営に伴う施設の設置	7
(1)	内庭広場の通行対策	7
(2)	東・西楼の登楼	8
(3)	展示物の設置	9
(4)	利活用プログラムにかかる施設の設置	10
(5)	その他の施設の設置	13
4.	整備段階の情報提供	14
(参考)	第一次大極殿院建造物の復原整備イメージ	15

I はじめに

1 復原整備計画の位置づけ

- 「国営平城宮跡歴史公園 第一次大極殿院建造物復原整備計画」（以下、「復原整備計画」という。）は、国営平城宮跡歴史公園（正式名称「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域」）における公園施設の整備の一環として国土交通省が実施する平城宮跡第一次大極殿院の建造物の復原整備に当たっての基本方針を列挙したものである。

当該方針については、次の設計において留意すべき事項として取り扱い、一層の内容の具体化を図っていくこととする。

- なお、復原整備計画は、有識者及び関係機関の代表者からなる「国営平城宮跡歴史公園 第一次大極殿院建造物復原整備検討委員会」を平成22年9月に新たに設置し、5回の委員会を開催し、そのご意見をいただき、とりまとめを行ったものである。

同委員会には、次の設計についても、その内容が復原整備計画を反映したものとなるよう、引き続きご意見をいただくこととする。

国営平城宮跡歴史公園 第一次大極殿院建造物復原整備検討委員会 委員名簿（平成23年7月4日現在）

	氏名	所属・役職
委員長	田中 哲雄	元・東北芸術工科大学教授
副委員長	田辺 征夫	独立行政法人国立文化財機構理事・奈良文化財研究所長
委員	上野 誠	奈良大学教授
〃	上原 真人	京都大学大学院教授
〃	大西 有三	京都大学理事・副学長
〃	亀井 伸雄	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所長
〃	坂本 功	東京大学名誉教授
〃	佐藤 信	東京大学大学院教授
〃	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授
〃	藤井 恵介	東京大学大学院教授
〃	涌井 雅之	東京都市大学教授
		（敬称略・五十音順）
協力委員	山下 信一郎	文化庁 文化財部 記念物課 文化財調査官
〃	藤吉 信之	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課 公園緑地事業調整官
〃	（前任：有安 敬）	
〃	江橋 英治	国土交通省 近畿地方整備局 建政部長
〃	（前任：西村 好文）	
〃	磯部 正	国土交通省 近畿地方整備局 営繕部長
〃	石川 幸司	奈良県 教育委員会 文化財保存課長
〃	（前任：水本 正之）	
〃	京地 秀雄	奈良県 土木部 まちづくり推進局 公園緑地課長
〃	西崎 卓哉	奈良市 教育委員会 教育総務部 文化財課長
〃	（前任：濱口 雅彦）	
〃	東井 素生	奈良市 都市整備部 まちづくり指導室長 兼 建築指導課長
〃	井上 和人	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 副所長
〃	小野 健吉	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部長

2 復原整備計画作成に当たっての考え方

- 今回復原整備の対象となる「第一次大極殿院」は、平城宮跡において、正殿を中心に築地回廊等が取り囲む、隔離された圍繞空間であり、古代律令国家の完成をみた奈良時代の前半において、即位の礼や朝賀の儀などの国家的な儀式が執り行われた区画である。
- 現在（平成23年7月）の第一次大極殿院の建造物は、既に復原された正殿を除き、修景柵など仮に設置されたものであり、その規模や外観（形態意匠）については、発掘調査・研究成果から推定されるものとは異なっている状況にある。
- 平城宮跡の保存と活用を通じ、”奈良時代を今に感じる”空間を創出していくことを基本理念とする本公園において、第一次大極殿院は、遺跡表現の一つとして、建物等復原を行うことにより、
 - ・復原建造物の見学を通じ、往時の宮の規模や形状、さらには宮・都の壮大・壮麗・荘厳さを体感する
 - ・再現された往時の儀式・行事（古代演示）の見学等を通じ、その歴史・文化を体験的に学ぶ
 - ・時に空間特性を活かしたその場にふさわしい催事を開催し、来訪のきっかけづくりや新たな魅力発見の機会を提供できる場所とされており、復原済みの正殿を中心とした復原建造物からなる圍繞空間の状況を着実かつできるだけ早期に作り出すことが重要である。
- 以上を念頭に置きながら、過年度に策定された「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域 基本計画」（国土交通省近畿地方整備局、平成20年12月）、また、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」（文化庁、平成20年5月）の内容を踏まえつつ、復原整備計画を作成する。

3 復原整備計画の対象施設

- 2. の考え方より、第一次大極殿院の建造物の整備対象は
 - ・築地回廊（穴門、脇門及び北門を含む）
 - ・南門
 - ・東西楼
 - ・内庭広場とする（復原済みの正殿を除く）。
- 他に第一次大極殿院を構成する建造物に後殿があるが、県道谷田奈良線上に位置すると考えられ、発掘調査成果を得ることができないことから、現時点においては対象外とする。
- なお、北面回廊など県道谷田奈良線以北の整備については、県道の移設時期を考慮し、工事の検討を行っていく。

Ⅱ 復原整備計画の内容

1. 基本方針

(1) 復原原案に基づく整備

- 特別史跡、かつ、世界資産の構成資産の一つである平城宮跡上の復原整備であることを踏まえ、十分な発掘調査・研究成果を基にした復原原案を整備の基本とする。
すなわち、復原整備については、復原原案を基に、遺構保存を前提とした上で、特別な場合を除いて遺構の直上において、推定される実物大で示すものとする。
- 他方、公園施設として整備を行うことに鑑み、利用者の安全を図るための各種措置を講じることとする。

*復原原案：発掘調査・研究成果全般から推定される往時の建造物をできるだけ忠実に再現したもの
(独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所において検討作成中)

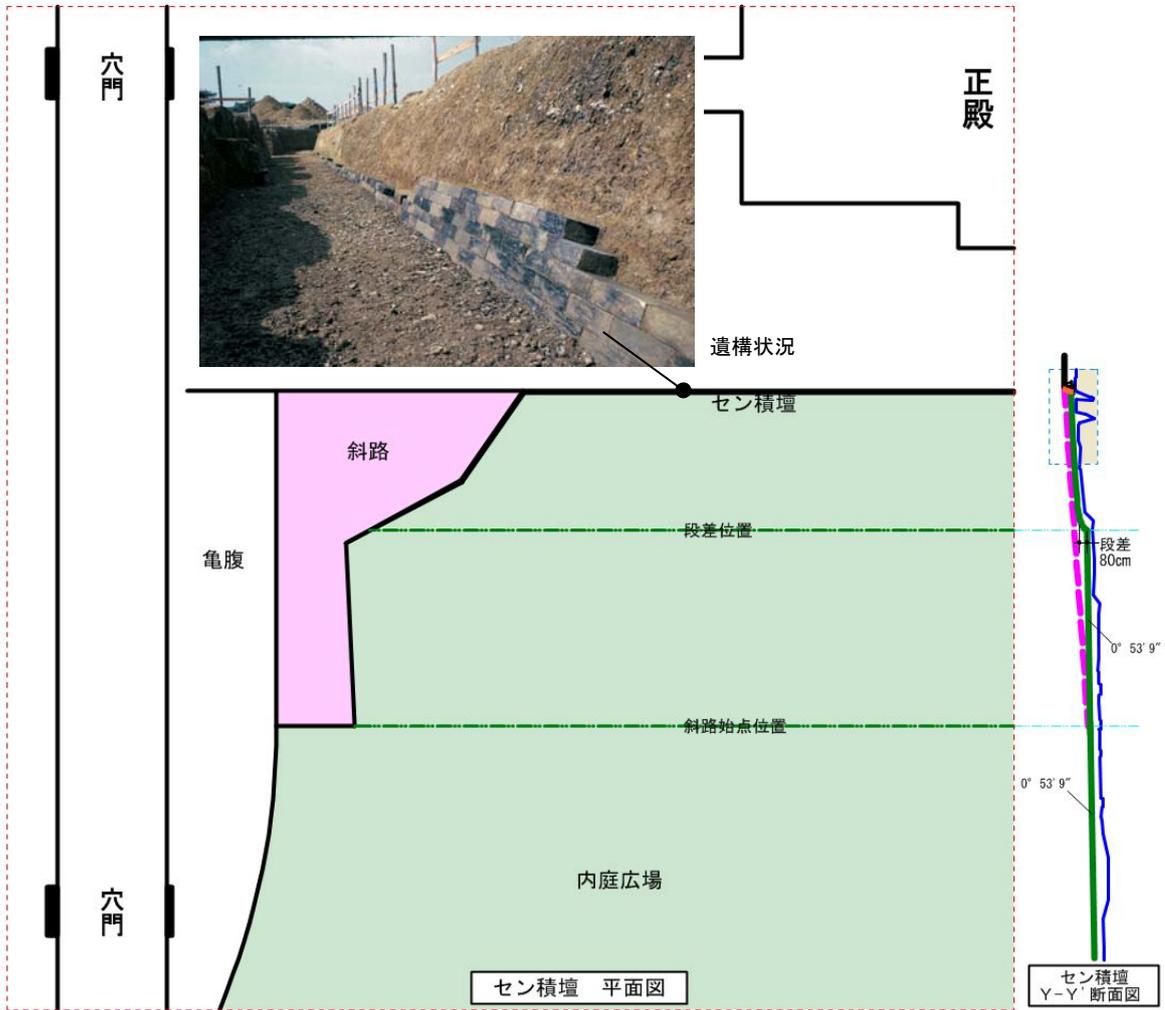
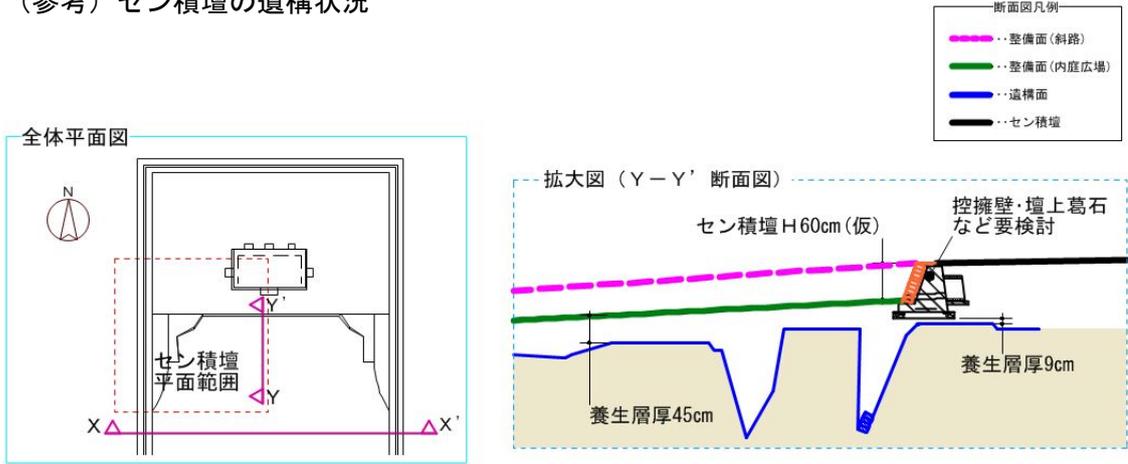
(2) 内庭広場のセン積壇の取り扱い

- 内庭広場のセン（埦；れんがのこと）積壇については、整備の基本にならない、遺構直上において整備を行う。
- 他方、往時の推定高さとした場合、残存する奈良後期（Ⅱ期）の遺構を保存できない状況となるため、遺構の保存を優先させた上で、できる限りの高さを確保するよう努めるものとする。
- その上で、別途模型展示等の手法を用いて復原原案を示し、実際の整備との違いを明らかにすることとする。

《セン積壇について》

- ・位置及び法面勾配は発掘遺構より判明（頂部の構造や仕様は不明）。
- ・内庭広場と正殿はセン積壇によって段差が設けられていたとが明らかとなっている。その高さは7～8尺（約2.10～2.40m）であったと推定されている。
- ・セン積壇正面の南側には、奈良後期（Ⅱ期）の残存遺構があり、往時の推定高さまで整備することは不可能。

(参考) セン積壇の遺構状況



(平成14および18年度の復原案に基づく作図)

2. 材料・工法

- 遺構の養生や材料の調達の可能性、調達時の環境負荷、管理段階も見据えたコスト削減の観点などを踏まえながら、できる限り伝統的なものを用いることとする。
- その上で、展示の一環として、往時に膨大な手間と技術をかけて作られたものであることへの理解を促すよう、施工途中での公開を積極的に行うこととする。

以上を踏まえた、より詳細な伝統材料・工法の使用の方針及び想定される具体内容は次のとおり（既存事例については、特に断りのない限り、従前の平城宮跡内における取組を示す）。

●遺構の養生を第一とし、地区全般にわたって上部構造の軽量化を図る。

- ・ 基壇の工法：版築を用いず、RC基礎とする。
 <既存事例>全ての復原建物
- ・ 回廊築地の工法：
 原則版築を用いる。ただし、遺構の高さや地盤状況により、遺構の養生に影響があると判明した場合においては、鉄骨造などすることを検討する。
 <既存事例>築地を版築としたもの：推定宮内省の築地塀
 築地を鉄骨としたもの：朱雀門両脇大垣、東院大垣
- ・ 瓦葺きの工法：土葺きを用いず、空葺きとする。
 <既存事例>朱雀門、第一次大極殿正殿
- ・ 掘立柱の工法：耐久性も考慮し、基礎立ちとする。
 <既存事例>東院庭園隅楼

●西面回廊北寄りの軟弱地盤の範囲については、回廊設置を実現する観点から、必要に応じ、より一層の軽量化に努める。

●一方、当該地区は復原建造物の見学を通じ、往時の歴史・文化を体感してもらう場であることから、その外観（形態意匠）については、現代工法・材料を用いた場合でも、伝統工法・材料を用いた場合と同等なものとなるように努める。

- ・ 回廊築地において、必要に応じ、版築層を表現する。
 <既存事例>平城京朱雀大路跡の築地塀

●既に失われた伝統材料・工法については、意匠に配慮などした類似の材料・工法を用いる。

- ・ 石材について、竜山石（黄色）が採掘されなかった場合、それ以外の凝灰岩を用いる。
 <既存事例>朱雀門

●大量の材料を必要とすることで著しく環境に影響を与える場合については、意匠に配慮などした類似の材料を用いる。

※詳細な供給可能調査を行い、その旨が判明した場合（現在は想定していない）。

●利用者を著しく汚損するおそれがある材料については、管理面に配慮した材料の工夫を行う。

- ・ 柱等の塗装について、床面から手の届く高さ（2 m程度）の間には伝統材料に化学

塗料を混合したものをを用いる。

<既存事例>朱雀門、第一次大極殿正殿、東院庭園隅楼

●本地区の復原整備を着実かつできるだけ早期に実現するため、予算状況に応じ、類似材料や工法を用いる。

- ・木材について、樹種の変更や外国産材も使用する。

<既存事例>東院庭園中央建物・反橋（カナダ檜）

- ・回廊築地の版築について、仕上がりや性状が異なることを条件として、機械力も用いて施工する。

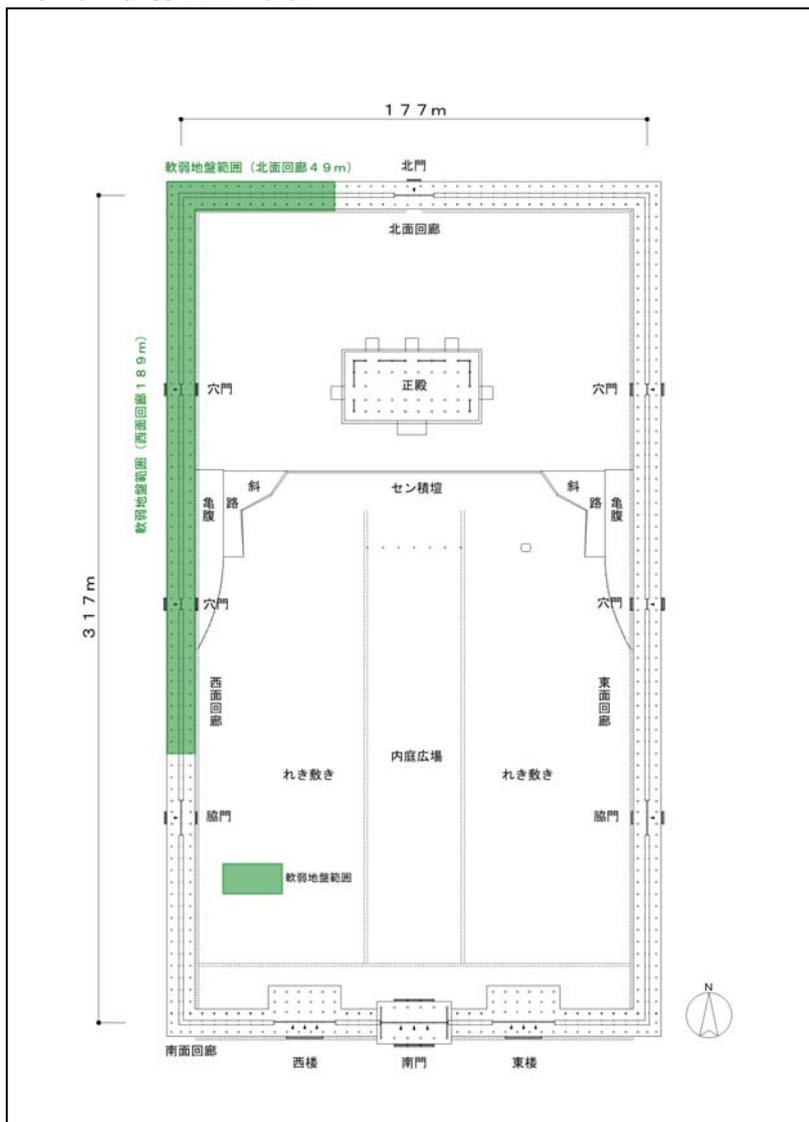
●地震等自然災害時に復原建物が倒壊するなどし利用者に危害を与えることのないような対策を行う。

- ・各建物について耐震補強を行う。

<既存事例>朱雀門

- ・回廊築地において、軟弱地盤範囲を中心に、構造検討の結果に基づき、必要に応じてジョイントを設ける。

(参考) 軟弱地盤の範囲



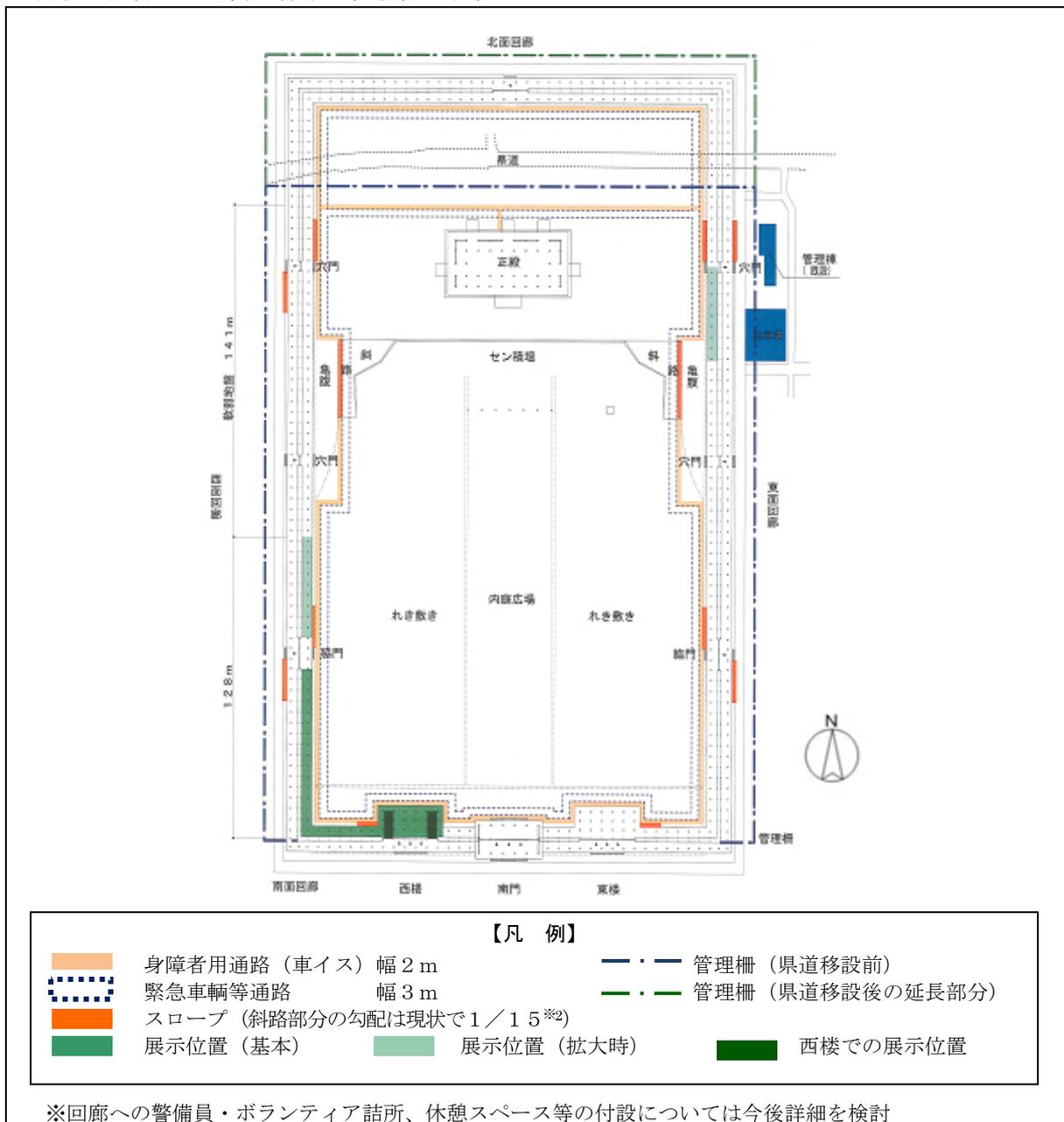
3. 利活用、管理・運営に伴う施設の設置

(1) 内庭広場の通行対策

- 内庭広場の舗装は、発掘調査成果に基づくれき敷きを基本としつつ、その仕上げについて管理・機能面も考慮して検討する。
- 身障者及び高齢者などの通行に支障を来すことのないよう、部分的に舗装の仕様を工夫し、必要な箇所にはスロープを設置する。
また、緊急車輛等の走行に際し、れきが著しく飛散しないようにする。
- いずれの対策についても、意匠・色調に配慮するよう努める。

以上を踏まえた、具体的な通路のイメージは次のとおり。

利活用、管理・運営に伴う主要施設の位置



発掘調査時のれき敷きの状況（454次）

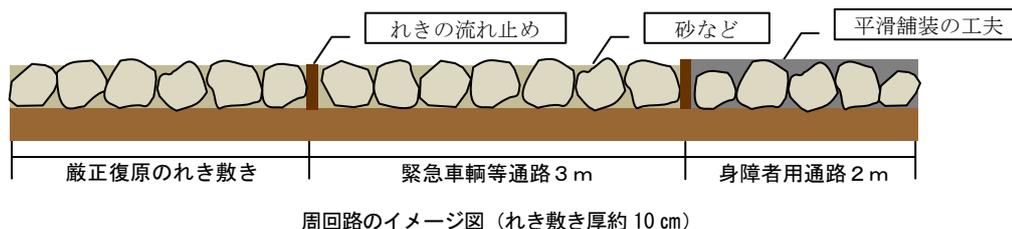


【身障者用通路】

- ・車イスが通行可能な段差を解消したれき敷きの工夫、またはれき敷きの色調に合わせた平滑舗装とする。
- ・車イス同士がすれ違い可能な幅員2m（1m80cm以上^{※1}）とする。
- ・斜路部分の勾配は1/12以上^{※2}とする。
- ・斜路部分に踊り場^{※3}、手すり^{※4}、転落防止設備^{※5}の設置を検討する。

【緊急車輦等通路】

- ・緊急車輦および管理用車輦の通行が可能なれき敷きの工夫を行う。
- ・緊急車輦等通路の幅員は3mとする。



※1：車イスと車イスのすれ違いの最低幅180cm、電動車イスが360度回転できる最低幅180cm。

※2：傾斜路の縦断勾配は、車イス使用者等が通行できるよう8%以下とする。

※3：傾斜路には高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設ける必要がある。

※4：手すりは傾斜路の両側に連続して設置する。1段の手すりとする場合、75～85cm程度とする。

※5：近接して崖などがある場合、点字ブロックや柵等を設置し安全を確保する
『都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン』 国土交通省 平成20年1月より

なお、内庭広場を含む第一次大極殿院における動線の考え方は次のとおり。

●基本的に自由な散策を可能とする。

公開時には、南門をはじめ、脇門、穴門を全て開放し、見学者が自由に出入りし、散策できるようにする。

●全ての復原建造物の内外が見学できるようにする。

●地区の空間特性の理解、体感上、効果的に見学できるようにする。

地区が持つ以下の空間特性を体感できる視点場の存在を知らせ、見学者になるべくそこを訪れてもらうようにする。

*朱雀大路から正殿に続く軸線、軸線を受け止める正殿の正面性・象徴性

*広大な規模を持つ内庭広場の囲繞性・領域性

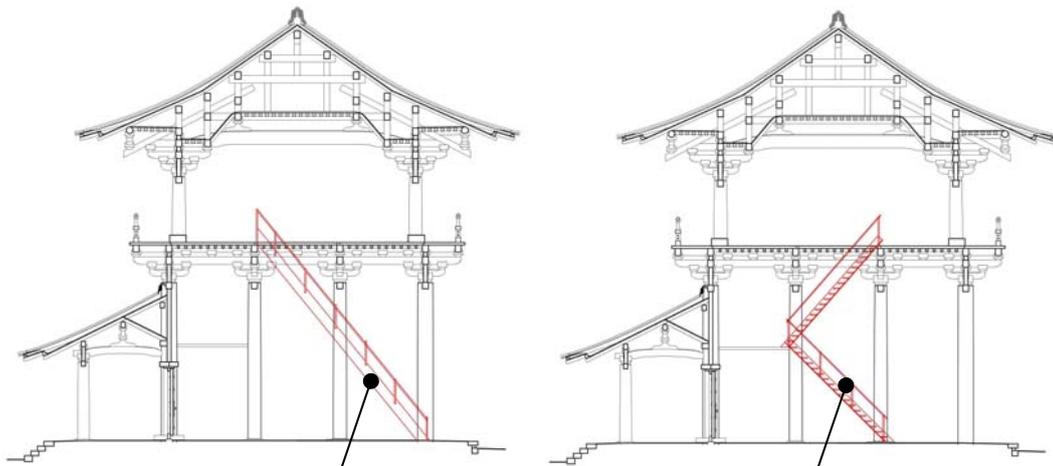
●要支援者のためのバリアフリー動線を確保するとともに、サポートを提供する。

(2) 東・西楼の登楼

○階段は、復原原案に基づくものを設置することとし、常時見学を行うための階段に置き換えたり、別に付設することはしない。

○イベント時において、補助・監視者付きで昇降、階上からの眺望ができるものとなるよう、仮設の階段を外付けで設置し、対応する。

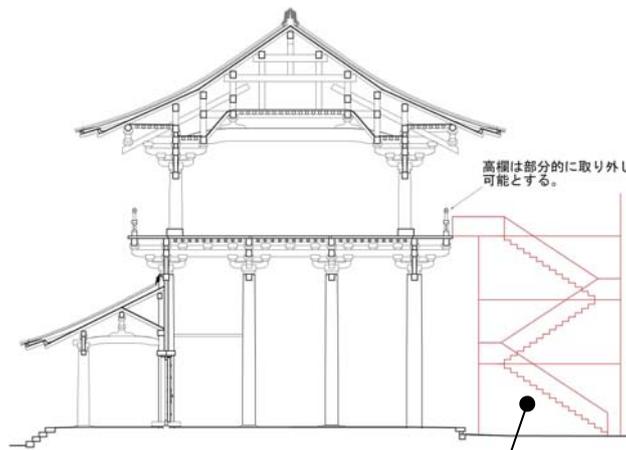
階段の設置イメージ



復原原案に基づく階段（直線階段形式）

復原原案に基づく階段（折れ階段形式）

※復原原案に基づき設置される階段形式は今後変更がありえる。



イベント時において設置する仮設の外階段

(平成 14 年度復原案に基づく作図)

(3) 展示物の設置

- 復原原案で示される建物形状を改造することなく、意匠に配慮した必要最小限の展示を行うことを原則とする。
- 位置について、基本的には西楼、西面回廊南寄りを展示スペースとするが、特別な展示を行う場合は西面回廊中央部、東面回廊北寄りも利用することとする。
また、具体の展示は、見学者の通行の妨げとならない範囲にとどめる。
- なお、展示内容に関し、セン積壇をはじめ、遺構保存、また、利活用、管理・運営の観点から、復原原案と異なる整備を行った箇所については、模型展示等の手法を用いて復原原案を示し、実際の整備との違いを明らかにすることとする。

展示位置については、(1)の「利活用、管理・運営に伴う主要施設の位置」の図面にあるとおり。

また、展示内容・手法等の考えは次のとおり。

■展示内容・手法

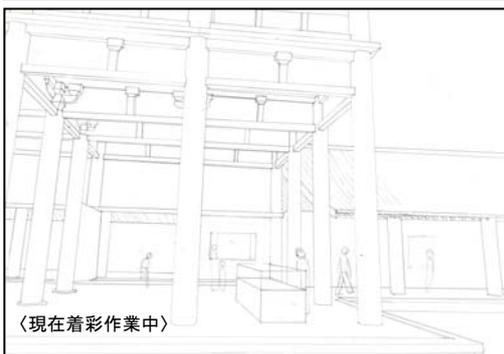
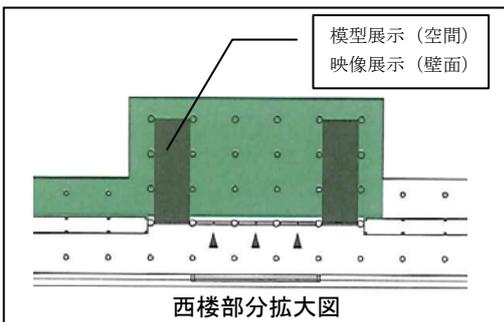
展示内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一次大極殿院の概要、使われ方の解説 ○ 復原技術、古代工法に係る解説 ○ 院地区内の各復原建造物に係る解説
展示手法	<ul style="list-style-type: none"> ○ パネル、模型及び映像等による展示 ○ 各建造物に係る解説板

■展示位置・展示物

	展示位置	展示物
西面回廊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 脇門南側から西楼まで。 ○ 展示物の内容量により、脇門以北については、軟弱地盤の手前まで拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 壁面へのパネル展示（取り外し可能なものとする）。
西楼	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入口脇の壁面および動線に重ならない左右の空間。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見学者の滞留が可能のため、映像展示や模型展示を行う（パネル展示も検討する）。

※展示物への照明、映像展示のための電源が必要となる。

※展示空間は、ガラス板のはめ込みなどにより屋内的な空間とすることを検討する。



展示イメージ図 (西楼)

(4) 利活用プログラムにかかる施設の設置

- 第一次大極殿院は、原則として古代演示の再現を積極的に行う空間とし、あらかじめ設置しておくことが適当であるかを吟味した上で、電気や放送設備など必要最小限の施設を付加していくこととする。
- 施設の付加に当たっては、位置及び形状等について、景観に配慮し、第一に見えないよう、第二に目立たず、他方、材料等の配慮により復原と誤解されないよう実施する。
- 大規模な設営・施設を伴うイベントについては、第一次朝堂院の内庭広場で対応を図ることができるよう検討する。
(古代演示以外のイベントの実施を禁止することはしないが、配線等を収納できる配管の設置を除き、そのための大がかりな施設をあらかじめ設けることはしない。)

第一次大極殿院における古代演示のイメージは次のとおり。今後、実現に当たって、演示の復原研究の実施や表現方法の検討を進めていく。

●定期的に実施する演示

古代宮城空間であったことを示すため、定時に毎日実施するなど定期的に行う演示。
(実施例)

天皇役、官吏役（文武官、使節等）が対面し、勅を受ける場面を、少人数で簡素化して実施する 等

●イベント的に実施する演示

地区における本来の行事の有様や内庭広場の大きさ、正殿の権威を体感してもらうため、往時に近い形で多人数によりイベント的に行う演示。

役者が演じる場合と見学者に演じてもらう場合が考えうる。

(実施例)

朝賀の儀、即位の礼、新羅・渤海使節謁見、大嘗会、告朔、御齋会などをもとに実施する（百官役の役者が基壇下に整列し、天皇役の役者が正殿に現れ、儀式を執り行う（この場合正殿は非公開とする）） 等

●代替手法で実施する演示

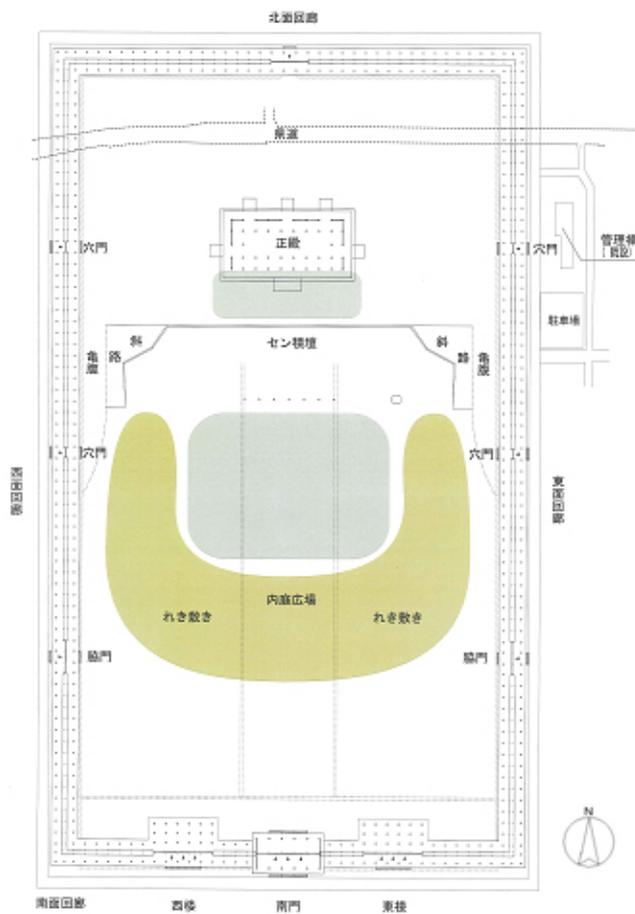
- ・光による演出（夜間）

夜間公開し、百官に見立てたろうそく等の光源を並べる 等

- ・音による演出

古代演示の際に演奏されたであろう雅楽、太鼓などを効果音として流す（常時の場合もありうる） 等

イベントの実施（古代演示）

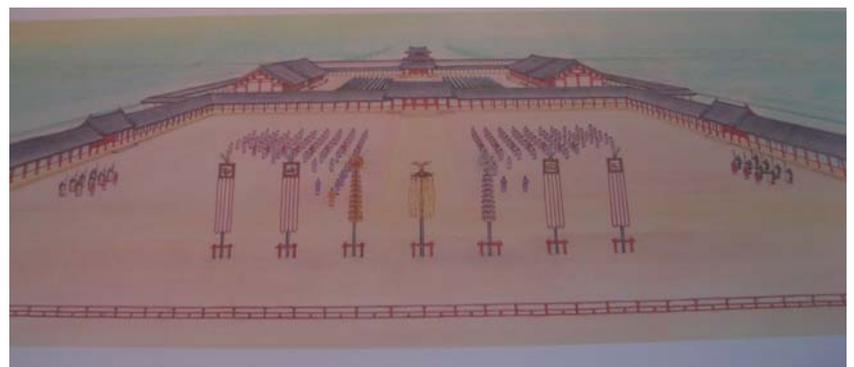


※演示内容によって、演示・見学スペースの形態や規模は適宜対応する。

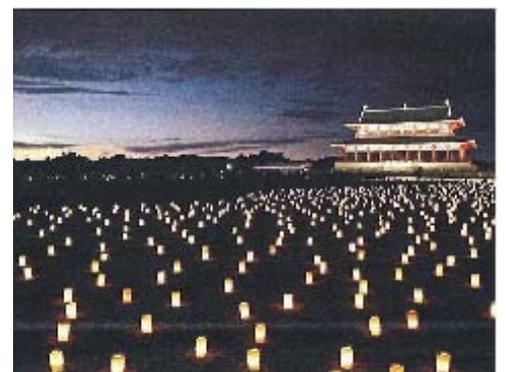
演示イメージ



定期的を実施する演示（衛士隊の再現）



イベント的に実施する演示



代替手法で実施する演示（光による演出）

(5) その他の施設の設置

①ライトアップ施設

- 正殿のほか、南門や東・西楼など南面の復原建物のライトアップを行う照明施設を、色調に配慮しながら地上部に設置することを検討する。

②防犯施設（管理柵）

- 夜間の防犯を考慮しつつ、正面の景観を妨げない位置（南面を除く回廊外周を含む範囲）に、形状・色調を考慮し、視界の支障とならない工夫を行った上で、管理柵を設置する。南面の管理柵の設置については、運営を行いながら判断する。

③消防施設

- 消防法に基づき消火栓等の設備を設置する必要があるが、復原建物の外観（形態意匠）を損なうことのないよう、配管位置の設定を考慮する。また、消火設備の一環として必要となるポンプ室等は、第一次大極殿院地区外に設けることとする。

④バリアフリー施設

- 『都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン』（国土交通省、平成20年1月）に基づき、適宜、スロープの設置、車椅子等の通行路の確保を行う（内庭広場については3.（1）のとおり）。

⑤詰所

- 管理・活用面から、復原原案で示される建物形状を改造しないことを前提として、回廊等への警備員・ボランティア詰所等の付設を検討する。

⑥暑さ対策

- 復原原案で示される建造物形状を改造しないことを前提として、目立たないように配慮しながら、回廊への空調を備えた休憩スペースの付設や内庭広場への散水栓の設置等を検討する。

防犯施設（管理柵）の位置等については、（1）の「利活用、管理・運営に伴う主要施設の位置」の図面にあるとおり。

管理柵のイメージ（第一次大極殿院正殿の外周柵）

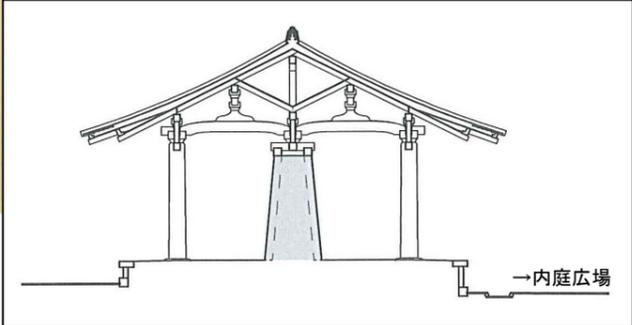
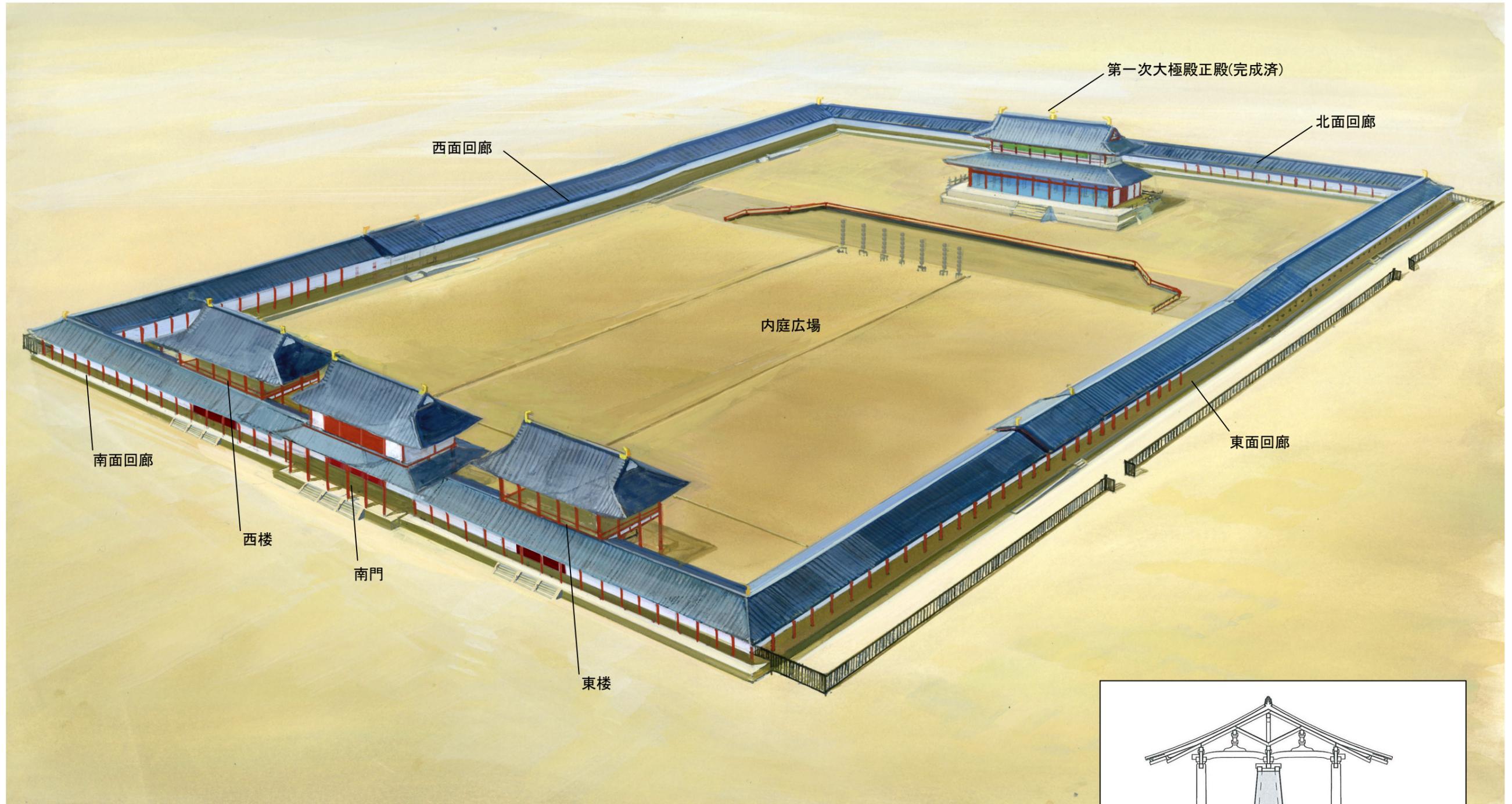


4. 整備段階の情報提供

○ 今般の復原整備については、過程を含めその取組自体も一つの大きな展示要素と考え、検討段階から各種手法を用いた積極的な情報提供を行うよう努めていく。

公園ホームページへの委員会議事内容の公開 等

(参考) 第一次大極殿院建造物の復原整備イメージ



※設計の進捗に伴い、今後変更がありえる。